公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３０号
岩手県大船渡市大船渡町字上平27番地８　萩田謙吾貸家３号
債務者　鈴木　道雄
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千田　功平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第８７１号
岡山市中区高島新屋敷54－１、住民票上の住所岡山市東区瀬戸町瀬戸376番地１
債務者　平尾　和久
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　克典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月17日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５号
広島県東広島市豊栄町大字乃美６－５－１番地、住民票上の住所広島県東広島市豊栄町清武4961番地１
債務者　石川　　明
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿波　弘夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９５７号
広島市中区小町９番16―302号
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　多恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１２号
福岡県糸島市前原駅南２丁目24番50―104号、前住所福岡県糸島市高田２丁目20番10―507号
債務者　小川　友治
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月20日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２９号
福岡県太宰府市大佐野４丁目12番１―102号
債務者　糸山　　茂
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳　　教日
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８９号
京都府南丹市園部町小山西町大向10―82　一條好子方、申立時の住所京都府南丹市園部町新町118番地４　クラウンハイム園部1002号
債務者　浅野　公一
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平尾　嘉晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月８日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第２９３号
神戸市東灘区本山南町８丁目５番16―402号
債務者　鳥井　智文
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤加奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月14日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６３４号
福岡市博多区板付４丁目13番３―906号
債務者　大勝こと　大久保　勝
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３６６７号
愛知県春日井市上条町９丁目50番地１　コモド・スワ202号
債務者　天満　喬之
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　良周
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４６号
名古屋市西区中沼町235番地　平田荘８棟405号
債務者　角川美喜夫
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　幸祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６８５号
名古屋市東区大幸南２丁目２番９―302号　アーバニア大幸南
債務者　白木原りか
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯貝　隆博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２９号
大阪市中央区上本町西１丁目５番22―1104号
債務者　岡崎奈津子こと　岡﨑奈津子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　一誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８８号
大阪府東大阪市瓢箪山町17番２号
債務者　小瀬　勝子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　文隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６７号
大阪市阿倍野区松崎町３丁目13番７―601号
債務者　岸　　秀憲
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　長正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４４８号
大阪市港区八幡屋１丁目３番13号
債務者　丸谷　朝二
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太平　信恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４９７号
大阪府寝屋川市緑町19番１号　土佐ビル１―403号、住民票上の住所大阪府寝屋川市松屋町19番１―638号
債務者　有吉　正明
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤志津子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部